

伊豆の国市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

制定 平成18年3月8日告示第30号

改正 平成18年12月4日告示第151号

改正 平成24年5月8日告示第66号

改正 平成27年3月17日告示第29号

改正 平成27年7月22日告示第113号

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る者をいう。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の種目欄に掲げる用具とし、当該用具の性能等は、同表の性能等欄に掲げる要件を満たしたものであるものとする。

(給付の対象者)

第3条 給付の対象者は、別表第1の種目欄に掲げる用具ごとに、同表の状態欄に掲げる状態にある小児慢性特定疾病児童等のうち、次の要件のすべてを満たしているものとする。

- (1) 在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された者
- (2) 他の事業による用具の給付の対象とならない者

(給付の申請)

第4条 小児慢性特定疾病児童等の保護者（以下「保護者」という。）は、用具の給付を受けようとするときは、様式第1号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）に様式第2号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書、給付を希望する用具の見積書及び小児慢性特定疾病医療受給者証を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 申請書には、世帯の前年分の所得税額又は前年度分の市町村民税の課税額を証明するもの（以下「課税証明資料」という。）を添付しなければならない。ただし、本市が市民税を課している保護者であって、当該保護者が本市が保有する当該保護者に係る市民税の課税資料閲覧について同意をしたものについては、課税証明資料の添付を要しない。

(給付の決定)

第5条 市長は、申請書を受理したときは、必要な調査を行い、様式第3号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書を作成し、審査するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定したときは、前条第1項の規定により申請した者(以下「申請者」という。)に対し、様式第4号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書及び様式第5号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)を交付するものとする。

3 市長は、用具の給付を行わないことを決定したときは、申請者に対し、様式第6号による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下通知書により通知するものとする。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、別表第1の基準額欄に定める額の範囲内において、用具の製作又は販売を業とする者(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。

2 前項の規定は、別表第1の基準額欄に定める額を超える当該用具の給付の申請を妨げるものではない。この場合においては、当該基準額を超える額に相当する金額については、当該申請者が負担するものとする。

(費用の負担)

第7条 用具の給付を受けた保護者は、その属する世帯の収入に応じて、別表第2に定める基準により、用具の給付に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

2 第6条第2項の規定により給付の決定を受けた保護者(以下「給付決定保護者」という。)は、第7条第1項の規定により事業者から用具を受領したときは、給付券を添えて、前項に規定する費用額(以下「一部負担金」という。)を当該事業者を支払うものとする。

3 災害その他の特別の事情があることにより、給付決定保護者が一部負担金を支払うことが困難であると市長が認めるときは、前2項の規定にかかわらず、給付決定保護者が負担する額は、一部負担金の額未満の範囲内において市長が定める額とする。

(費用の請求等)

第8条 第7条第1項の規定により用具を給付した事業者がその費用を市に請求す

るときは、請求書に前条第2項の規定により給付決定保護者から受領した給付券を添えなければならない。

- 2 前項の規定により市が支払う額は、業者が当該用具の給付に要した費用の額(その額が別表第1の基準額欄に定める額を超えるときは、当該基準額欄に定める額)から前条の規定により当該給付決定保護者が支払った額を控除した残額とする。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 給付を受けた用具は、善良なる管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 3 用具の給付を受けた者が第1項の規定に違反したときは、市長は、当該給付に要した費用の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(給付台帳の整備)

第10条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付台帳を整備するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成18年12月4日告示第151号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年12月31日までの間は、別表第2備考2(2)ウ中「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」とあるのは「租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)」とする。

附 則 (平成24年5月8日告示第66号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第3条、第4条及び第7条関係）

種 目	性 能 等	状 態	基準額
便器	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	常時介助を要する状態	4,810 円
特殊マット	<small>じょくそう</small> 褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	寝たきりの状態	21,170 円円
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	上肢機能に障害のある状態	163,300 円
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	寝たきりの状態	166,320 円
歩行支援用具	おおむね次に掲げる性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	下肢が不自由な状態	64,800 円
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	入浴に介助を要する状態	97,200 円
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	自力で排尿できない状態	72,360 円
体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態	16,200 円

車いす	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの	下肢が不自由な状態	電動のもの 314,000円 電動以外のもの 76,030円
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	発作等により頻繁に転倒する状態	13,130円
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある状態	60,910円
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	体温調節が著しく難しい状態	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線をカットできるもの	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある状態	1年度につき40,820円
ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	呼吸器機能に障害のある状態	38,880円
パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	人口呼吸器の装着を要する状態	170,100円
ストーマ装具（蓄便袋）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	人工肛門を造設した状態	111,460円
ストーマ装具（蓄尿袋）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	人工膀胱を造設した状態	146,450円
人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な状態	126,360円

別表第2（第8条第1項関係）

費用負担基準額表

階層 区分	世帯の階層（細）区分	負担 基準額	加算 基準額	
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯	1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市民税の課税世帯であって、その市民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 均等割の額のみ（所得割の額のない）世帯 C1階層	2,250	230	
	所得割の額のある世帯 C2階層	2,900	290	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下 D1階層	3,450	350
		2,401～4,800円 D2〃	3,800	380
		4,801～8,400円 D3〃	4,250	430
		8,401～12,000円 D4〃	4,700	470
		12,001～16,200円 D5〃	5,500	550
		16,201～21,000円 D6〃	6,250	630
		21,001～46,200円 D7〃	8,100	810
		46,201～60,000円 D8〃	9,350	940
		60,001～78,000円 D9〃	11,550	1,160
		78,001～100,500円 D10〃	13,750	1,380
		100,501～190,000円 D11〃	17,850	1,790
		190,001～299,500円 D12〃	22,000	2,200
		299,501～831,900円 D13〃	26,150	2,620
		831,901～1,467,000円 D14〃	40,350	4,040
		1,467,001～1,632,000円 D15〃	42,500	4,250
1,632,001～2,302,900円 D16〃	51,450	5,150		
2,302,901～3,117,000円 D17〃	61,250	6,130		
3,117,001～4,173,000円 D18〃	71,900	7,190		

		4,173,001 円以上	D19 //	全額	左の負担基準額の10%。ただし、その額が8,560 円に満たない場合は8,560 円
--	--	---------------	--------	----	--

備考

1 費用負担月額の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の費用負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の費用負担基準額のもっとも多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、費用負担額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市民税が課せられている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて費用負担額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指す（父又は母が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時的に病院に入院している場合、職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父又は母は児童と同一世帯に属しているものとする）。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で無就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税

特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市民税については当該年度の市民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市民税によることとする。

(3) 費用負担基準額表の適用時期

毎年度の費用負担基準額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

- 3 費用負担基準額表中、負担基準額欄に「全額」とあるのは、用具の給付に要した費用について、当該児童の扶養義務者が負担する額は、費用総額を超えないものであること。

様式第1号(用紙 日本工業規格A4縦型)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付申請書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 あて

申請者 住所

氏名.....

(対象者との続柄).....

(連絡先電話番号).....

下記により、日常生活用具の給付を申請します。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日(歳)	
	住所	伊豆の国市				
	疾病名					
	症状					
世帯の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考(介護の状況等)	
給付を希望する理由						
現在の住まいの状況	住宅	1 自宅 2 借家 (貸主の諾否)	浴槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴等はしていない 4 自分でできる	排便	1 他人の介助が必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移動	1 車いす使用 2 他人の解除が必要(一部、全部) 3 自分でできる
申請用具の名称				形式規模等		
備考(希望事項)						

(注意) この申請書には、対象者又は生計中心者の前年分所得税又は前年度分市民税の課税額を証明する書類を添付してください。

様式第2号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付意見書

患者氏名	(男・女)	年 月 日生 (歳)
患者住所		
疾病名		
症 状	日常生活用具を必要とする身体の状態等	
	在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか。(当面在宅での療養が可能であると判断できるか。)	
年 月 日		
医療機関名 所在地 担当医師氏名		
⑨		

様式第3号（用紙 日本工業規格A4縦型）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付調査書

① 申請書受理番号 及び年月日		第 号 年 月 日		② 申請者 氏 名		③ 対象者 との続柄	
④ 対象者	氏 名		男・女	生年月日		年 月 日生（ 歳）	
	住 所						
	疾 病 名						
⑤ 世帯員 の 状 況	氏 名	年 齢	対象者 との 続 柄	課 税 状 況			備 考
				当該年度分市町村民税		前年分 所得税	
	均等割		所得割				
⑥ 世帯区分		1 被保護世帯又は市町村民税非課税世帯 2 市町村民税均等割世帯 3 市町村民税所得割課税世帯 4 所得税課税世帯					
⑦ 住まいの状況		1 自宅 2 借家（貸主の諾否）					
⑧ 給付後の生活 の状況		日常生活動作の状況 （入浴・排便・移動等について 該当する状況に○） 1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない （一部介助・全介助） 4 その他 （ ）				その他の状況 1 コミュニケーションが容易になる 2 情報入手が容易になる 3 在宅生活が可能になる 4 その他 （ ）	
⑨ 給付の必要 の有無		1 有 2 無	⑩給付する （しない） 理 由				
⑪ 給付する用具名 （含む型式規模等）		⑫ 予定 価格	円	⑬ 扶養義務 者が支払う べき額	円	⑭ 公費負担 予定額	円
⑮ 特記事項							
年 月 日		調査員 職名		氏名		㊞	

様式第4号（用紙 日本工業規格A4縦型）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付決定通知書

第 年 月 日 号

（申請者） 様

伊豆の国市長 氏 名 印

先に申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定したので通知します。

給付番号	第 号	給付決定 年 月 日	年 月 日
対象者氏名		疾 病 名	
給付する用具名（含む型式規模等）	納入業者名		
	納入業者の住 所	（電話）	
価 格	円	扶養義務者が支払うべき額	円 公 費 負担額 円
注意事項	<p>1 用具は、対象者の扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接納入業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払って下さい。</p> <p>2 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは固く禁じられています。</p> <p>3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。</p>		

様式第5号（用紙 日本工業規格A4縦型）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付券							
① 給付番号	第	号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日			
③ 対象者氏名			④ 生年月日	年 月 日生（ 歳）			
⑤ 居 住 地							
⑥ 保護者氏名				⑦対象者との 続柄			
⑧ 給付する用具名 (型式規模等)		⑨ 価 格	円	⑩ 扶養義 務者が 支払う べき額	円	⑪ 公 費 負担額	円
⑫ 納入業者名			⑬ 納入業者の 住 所	(電話)			
⑭ この券の有効期限	受給者が納入業 者に提示する期限		年 月 日	納入業者の 公費支払請 求期限	年 月 日		
上記のとおり決定する。 年 月 日 伊豆の国市長 氏 名 印							
⑮ 納入業者の納 付 した日	年 月 日		⑯ 扶養義務 者より受 領した額	円	⑰ 納入業者 名及び年 月日	年 月 日 印	
⑱ 用具受領 保護者名	印		⑲ 検収者	職名			
			氏名 印				
⑳ その他 特記事項							

(注) 本表は、①～⑭、⑲は市、⑮～⑰は納入した業者が記入すること。
⑱は保護者が記入すること。

様式第6号（用紙 日本工業規格A4縦型）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付却下決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者） 様

伊豆の国市長 氏 名 印

年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付につきましては、
審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

（理由）